

# 感染症法に基づく医療機関との協定締結について 〈大阪市二次医療圏〉

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課

## 目次

- |   |                                      |         |
|---|--------------------------------------|---------|
| 1 | 大阪市二次医療圏医療措置協定協議状況（令和5年10月25日時点）     | P.3～6   |
| 2 | 検査措置協定及び宿泊施設確保措置協定協議状況（令和5年10月25日時点） | P.7～9   |
|   | （参考） 医療措置協定の概要等                      | P.10～18 |

# 1 大阪市二次医療圏 医療措置協定協議状況 (令和5年10月25日時点)

◆感染症法改正（令和4年12月公布）により、都道府県知事は、平時に、新興感染症の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症対応に係る協定（病床、発熱外来(※)、自宅・宿泊・高齢者施設等・障がい者施設等療養者に対する医療の提供、後方支援、人材の派遣）を締結。

(※) 医療機関内で検体の採取及び核酸検出検査の実施まで行うことが可能な場合、検査措置協定を兼ねた協定を締結

◆協定で想定する新興感染症

・新型インフルエンザ等感染症

・指定感染症（当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る）

・新感染症

ただし、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナへの対応を念頭におく

※詳細は、P11～P17に掲載しています。

# 大阪市二次医療圏協定協議状況（令和5年10月25日時点）

【大阪市二次医療圏（大阪市）における協定協議状況】 令和5年10月25日時点のため、資料2（別添）の合計値と合わない場合があります。

## ● 第一種協定指定医療機関（入院）の確保病床数（※）

項目	対応開始時期（目途）			
	流行初期期間 （発生等の公表後 3か月程度）		流行初期期間経過後 （発生等の公表後から 6か月程度以内）	
	大阪府	大阪市	大阪府	大阪市
<b>確保病床数（重症病床）</b>	259床	95床	368床	138床
うち患者特性別受入可能病床				
精神疾患を有する患者	23床	3床	33床	3床
妊産婦（出産可）	9床	4床	13床	6床
妊産婦（出産不可）	2床	0床	2床	0床
小児	19床	3床	21床	3床
透析患者	34床	6床	38床	7床
<b>確保病床数（軽症中等症病床）</b>	2,360床	813床	3,948床	1,436床
うち患者特性別受入可能病床				
精神疾患を有する患者	112床	1床	198床	1床
妊産婦（出産可）	39床	11床	54床	18床
妊産婦（出産不可）	29床	17床	38床	20床
小児	101床	30床	156床	43床
透析患者	96床	22床	165床	36床

## ● 第二種協定指定医療機関数（発熱外来）

項目	対応開始時期（目途）			
	流行初期期間 （発生等の公表後 3か月程度）		流行初期期間経過後 （発生等の公表後から 6か月程度以内）	
	大阪府	大阪市	大阪府	大阪市
<b>発熱外来数</b>	2,148機関	832機関	2,273機関	865機関
かかりつけ患者以外の受入			1,870機関	710機関
小児の受入			912機関	355機関

入院調整は、圏域を超えて府域全体での対応を想定している。

流行初期期間経過後の軽症中等症病床に、有床診療所（2床 ※うち1床は妊産婦（出産可））を含む。

（※）特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床及び結核病床を除く

# 大阪市二次医療圏協定協議状況（令和5年10月25日時点）

## 【大阪市二次医療圏（大阪市）における協定協議状況】

### ● 第二種協定指定医療機関数（自宅療養者等への医療の提供）

項目		対応開始時期（目途）			
		流行初期期間 （発生等の公表後 3か月程度）		流行初期期間経過後 （発生等の公表後から 6か月程度以内）	
		大阪府	大阪市	大阪府	大阪市
自宅療養者への 医療の提供	病院・診療所	1,374機関	579機関	1,374機関	578機関
	往診	97機関	29機関	87機関	30機関
	電話・オンライン診療	992機関	420機関	985機関	415機関
	両方可	285機関	130機関	302機関	133機関
	薬局	2,946機関	1,080機関	3,002機関	1,097機関
	訪問看護事業所	712機関	263機関	770機関	279機関
宿泊療養者への 医療の提供	病院・診療所	508機関	231機関	509機関	231機関
	往診	23機関	6機関	21機関	6機関
	電話・オンライン診療	377機関	172機関	369機関	172機関
	両方可	108機関	53機関	119機関	53機関
	薬局	2,670機関	971機関	2,710機関	988機関
	訪問看護事業所	334機関	126機関	360機関	133機関
高齢者施設等※ への医療の提供	病院・診療所	746機関	295機関	730機関	298機関
	往診	116機関	33機関	105機関	33機関
	電話・オンライン診療	293機関	124機関	294機関	128機関
	両方可	337機関	138機関	331機関	137機関
	薬局	2,741機関	996機関	2,770機関	1,006機関
	訪問看護事業所	549機関	197機関	604機関	216機関

### ● 協定締結医療機関数（後方支援）

項目	対応開始時期（目途）			
	流行初期期間 （発生等の公表後 3か月程度）		流行初期期間経過後 （発生等の公表後から 6か月程度以内）	
	大阪府	大阪市	大阪府	大阪市
感染症患者以外の患者の受入	241機関	78機関	252機関	79機関
感染症から回復後に入院が 必要な患者の転院の受入	284機関	99機関	317機関	106機関

（※）障がい者施設等への医療の提供については、高齢者施設等の対応可能な医療機関に対し意向確認中

●協定締結医療機関（人材派遣）の確保人数 ※府全域の数値

項目	対応開始時期（目途）別目標値	
	流行初期期間 （発生等の公表後 3か月程度）	流行初期期間経過後 （発生等の公表後から 6か月程度以内）
<b>医師</b>	331人（※）	341人（※）
感染症医療担当従事者数 （うち府外派遣可能な人数）	180人（142人）	186人（142人）
感染症予防等業務関係者 （うち府外派遣可能な人数）	151人（112人）	155人（112人）
<b>看護師</b>	580人（※）	589人（※）
感染症医療担当従事者数 （うち府外派遣可能な人数）	312人（226人）	319人（225人）
感染症予防等業務関係者 （うち府外派遣可能な人数）	268人（182人）	270人（182人）
<b>その他</b>	325人（※）	334人（※）
感染症医療担当従事者数 （うち府外派遣可能な人数）	178人（137人）	184人（137人）
感染症予防等業務関係者 （うち府外派遣可能な人数）	147人（109人）	150人（109人）

（※）人数は実人数ではなく、延べ人数（感染症医療担当従事者数と感染症予防等業務関係者の両方に該当する医療従事者がいるため）

## 2 検査措置協定及び宿泊施設確保措置協定 協議状況 (令和5年10月25日時点)

# 協定協議状況（検査体制）（令和5年10月25日時点）

## ●検査の実施能力

項目	対応開始時期（目途）	
	流行初期期間 （発生等の公表後3か月程度）のうち1か月以内	流行初期期間経過後 （発生等の公表後から6か月程度以内）
<b>検査の実施能力</b>	<b>25,496件/日</b>	<b>66,091件/日</b>
地方衛生研究所	808件/日	758件/日
保健所等	530件/日	530件/日
医療機関（注1）	13,108件/日	16,723件/日
民間検査機関等（注2）	11,050件/日	48,080件/日

（注1）流行初期で1,299機関、流行初期期間経過後で1,357機関

（注2）10事業者と協議中

協議の結果、全国から受託することから、各都道府県との数値入り協定を締結することができず、定性的な協定を締結することとなった民間検査機関においては、当該機関が保有する検査実施能力（全国から受託可能な検査実施能力）を計上

（参考）第二種協定指定医療機関（発熱外来）における1日の対応可能人数は、流行初期期間が20,690人、流行初期期間経過後が26,720人（令和5年10月25日時点）。



# 協定協議状況（宿泊施設）（令和5年10月25日時点）

## ● 協定締結宿泊施設の確保居室数

項目	対応開始時期（目途）	
	流行初期期間 （発生等の公表後3か月程度）のうち1か月以内	流行初期期間経過後 （発生等の公表後から6か月程度以内）
<b>確保居室数</b>	<b>13,625室</b>	<b>17,087室</b>
大阪市内	11,759室	13,017室
大阪市外	466室	466室
具体的な施設（所在地）未確定（注）	1,400室	3,604室

（注）国のガイドラインにおいて、複数の宿泊施設を有しており、具体的な施設を特定しない方が多くの居室数の確保が見込める場合は、具体的に施設を示さないこととしても差し支えないとされている。

(参考) 医療措置協定の概要等

## 協定の概要

- ◆ 感染症法改正（令和4年12月公布）により、都道府県知事は、平時に、新興感染症の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症対応に係る協定（病床、発熱外来（※）、自宅・宿泊・高齢者施設等・障がい者施設等療養者に対する医療の提供、後方支援、人材の派遣）を締結。  
（※）医療機関内で検体の採取及び核酸検出検査の実施まで行うことが可能な場合、検査措置協定を兼ねた協定を締結
- ◆ 公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院にはその機能を踏まえ、医療の提供を義務づけ。

締結者	府と各医療機関（病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所）の管理者との間で締結
締結内容	各医療機関の機能や役割に応じた内容の協定を締結 ※詳細は次頁以降に記載
締結日	令和6年3月31日付
<p data-bbox="132 976 377 1019">締結の手続き</p> <p data-bbox="91 1115 417 1182">※スケジュールは変動する可能性があります</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="463 596 1233 639">● 事前の意向調査（令和5年6月～8月）</li> <li data-bbox="463 701 1875 843">● 意向調査結果をもとに、府で協定書案等を作成し、各医療機関と協議 【薬局・訪問看護事業所】 令和5年10月～12月にかけて、協定書案を確認済 【病院・診療所】 令和6年1月～2月にかけて、協定書案を確認依頼予定</li> <li data-bbox="463 905 2262 996">● 各医療機関（病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所）との協議（確認）終了後、最終の協定書を送付（上記手続きが終了し、準備が整い次第、順次送付）</li> <li data-bbox="463 1058 2364 1149">● 協定締結内容ごとに医療機関（病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所）名を一覧化し、府ホームページに公表（令和6年3月末頃予定）</li> <li data-bbox="463 1210 1921 1400">● 協定締結医療機関（病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所）は、 第一種協定指定医療機関（病床確保） 第二種協定指定医療機関（発熱外来、自宅療養者等への医療提供）として指定 ※後方支援、人材派遣のみ行う旨の協定を締結する医療機関については、指定なし</li> </ul>

## 協定で想定する新興感染症

- 新型インフルエンザ等感染症
- 指定感染症（当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る）
- 新感染症

### ただし、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナへの対応を念頭におく

※新興感染症が、最新の知見等を踏まえ、国で事前の想定と大きく異なる事態であると判断された場合、府は、その特性に合わせて、医療機関と協議の上、協定内容を見直す等の対応を行う。

## 平時から対応すること

※「後方支援」のみの協定を締結する場合は、対象となりません。 ※年1回程度、G-MIS等で実施状況等の報告を求めます。

- 年1回以上、協定の措置の実施に関わることが見込まれる医療従事者等に対し、以下に努める。
  - ・感染症に関する研修・訓練の実施
  - 又は
  - ・外部機関が実施する研修・訓練への参加の働きかけ

## 新興感染症の発生・まん延時に対応すること

- 協定締結医療機関は、府知事からの要請を受け、協定に基づき、医療を提供

※医療機関が正当な理由がなく協定の措置を講じていないと認められる場合、府知事は、医療機関に対し、措置をとるべきことを勧告、指示、公表することが可能（公立・公的医療機関等は、指示、公表。特定機能病院及び地域医療支援病院は、医療法に基づく承認取消しもあり得る）

※協定が履行できない「正当な理由」の一例

- （例）
- ① 医療機関内での感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している場合
  - ② ウイルスの性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なり、患者一人当たりにより必要となる人員が異なる場合
  - ③ 感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している場合等、

## 医療提供に係る予算措置等

- 協定に基づく医療措置に要する費用については、国の診療報酬や補助金等の予算措置を踏まえ、府の予算の範囲内において補助

※感染症法上、協定に基づく個人防護具の備蓄を推奨。備蓄については、医療機関の負担となります。（国において補助制度が創設された場合を除く）

※流行初期期間に、病床確保又は発熱外来を行う場合の医療提供に係る財政支援については、P.16～17を参照

### 第一種協定指定医療 機関の指定基準 (病床確保)

- 大阪府より、第一種協定指定医療機関に指定されることについて、**開設者の同意を得ている。**
- 当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止の措置を実施することが可能。**
- 可能な限り患者等が接触することがなく診察ができるなど、**院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能。**
- 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間**（注1）において、大阪府知事の要請を受け、**通知**（注2）又は医療措置協定の内容に応じ、**新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っている。**

（注1） 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。）、新感染症に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間

（注2） 大阪府知事が公的医療機関等、地域医療支援病院、特定機能病院に対し、医療措置に関して発出する通知

### 第二種協定指定医療 機関の指定基準 (発熱外来)

- 大阪府より、第二種協定指定医療機関に指定されることについて、**開設者の同意を得ている。**
- 当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能。**
- 可能な限り受診する者が接触することがなく診察ができるなど、**院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能。**
- 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間（注1）において、大阪府知事の要請を受け、通知（注2）又は医療措置協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行う体制が整っている。**

（注1） 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。）、新感染症に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間

（注2） 大阪府知事が公的医療機関等、地域医療支援病院、特定機能病院に対し、医療措置に関して発出する通知

### 第二種協定指定医療 機関の指定基準 (自宅療養者等への 医療の提供)

- 大阪府より、第二種協定指定医療機関に指定されることについて、**開設者の同意を得ている。**
- 当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能。**
- 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間**（注1）において、大阪府知事の要請を受け、**通知**（注2）又は医療措置協定の内容に応じ、**自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障がい者施設等における療養者に対して医療を提供する体制が整っている。**

（注1） 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。）、新感染症に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間

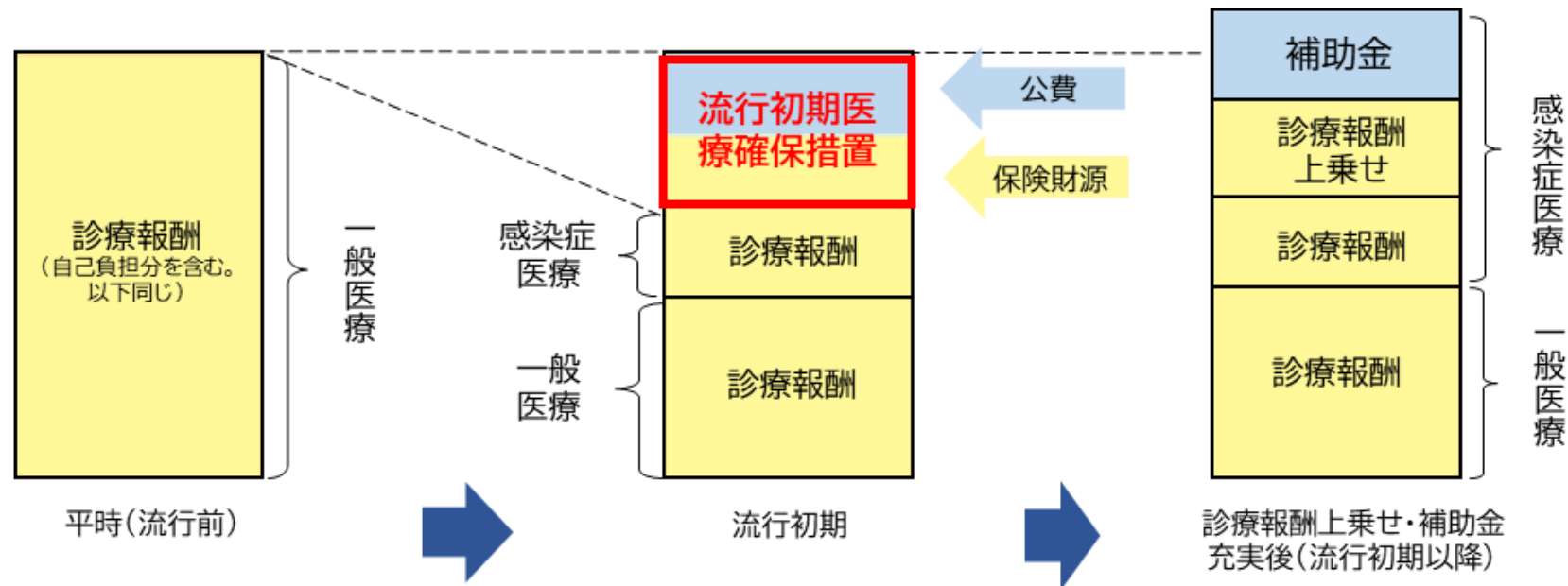
（注2） 大阪府知事が公的医療機関等、地域医療支援病院、特定機能病院に対し、医療措置に関して発出する通知



## 流行初期医療確保措置とは

補助金や診療報酬の上乗せ等による十分な財政支援が整備されていない流行初期において、**病床確保又は発熱外来を行う旨の医療措置協定を締結した医療機関のうち、次ページの基準を満たす場合（病床数又は発熱外来対応人数について次ページの基準を満たす内容の協定を締結した場合に限る）に、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置**

平時（流行前）、流行初期、診療報酬上乗せ・補助金充実後（流行初期以降）における  
流行初期医療確保措置の対象医療機関の収入（イメージ）



※病床確保を行う医療機関には外来も含めた診療報酬全体を勘案し、発熱外来のみを行う医療機関には外来分の診療報酬のみを勘案する。

(出典) 令和4年9月8日厚生労働省「第153回社会保障審議会医療保険部会」資料1



## 流行初期医療確保措置の基準

新興感染症の発生等の公表が行われた日の属する月から政令で定める期間が経過する日の属する月までの期間に、**以下の基準を満たす医療措置を講じたと認められる場合**であって、当該医療機関の診療報酬の額として政令により算出した額が、感染症流行前の直近の同月における額を下回った場合

## 病床確保

- 措置の実施に係る府知事の要請があった日から起算して、重症病床については**7日以内**、軽症中等症病床については**14日以内**に実施
- 措置を講ずるために確保する病床が一定数（下表）以上
- 後方支援に係る医療措置協定を締結した医療機関との連携等その他病床確保にかかる体制を確保

区分	一定数
公的医療機関等※のうち、大阪府・市町村（地独を含む）、(独)地域医療機能推進機構、(独)国立病院機構、(独)労働者健康安全機構が開設する病院（一般病床の許可病床数100床以上）（特定機能病院を除く）	<b>30床</b> （一般病床の許可病床数が300床未満の場合、当該許可病床数の10%）
上記を除く公的医療機関等※（一般病床の許可病床数100床以上）及びがん等の特定の領域に対応する病院を除く特定機能病院	<b>20床</b> （一般病床の許可病床数が200床未満の場合、当該許可病床数の10%）
上記を除く公的医療機関等※及び地域医療支援病院その他流行初期に入院を担当する医療機関	<b>10床</b>

※感染症法第36条の2第1項の規定に基づく公的医療機関等

## 発熱外来

- 措置の実施に係る府知事の要請があった日から起算して**7日以内**に実施
- 1日あたり病院で**20人以上**、診療所で**5人以上**の疑い患者等を診療

※国との協議により、基準の再検討を行う可能性あり

# 感染症法に基づく医療措置協定等について

## 問い合わせ先

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課 計画調整グループ

電話：06-6941-0351（代表）

※平日9：00～18：00

※上記の所属名を伝えていただければ、担当へつながります。

※内容に応じ、各協定の担当課におつなぎさせていただく場合があります。

URL：<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/osakakansensho/iryosoti.html>

（掲載内容）

- ・医療措置協定の概要や協定締結の手続き
- ・協定書（ひな型）や協定書の各条項についての解説 等